

海南省建設工事に係る委託業務低入札価格調査実施要綱をここに公布する。

令和6年7月30日

海南省長 神 出 政 巳

海南省告示第103号

海南省建設工事に係る委託業務低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る委託業務（以下「委託業務」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当するかどうかについての調査を行う必要がある場合の調査基準価格及び調査の実施等に関し必要な事項を定める。

(調査基準価格)

第2条 海南省契約事務規則（平成17年海南省規則第33号）第9条第1項（同規則第22条の規定により準用する場合を含む。）に定める調査基準価格（消費税及び地方消費税を含まない金額とする。以下同じ。）は、次の表の業種区分の欄に掲げる区分ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額とする。以下同じ。）算出の基礎となる同表①から④までの欄に掲げる額（当該算出の基礎となる額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の合計額（当該合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、調査基準価格が予定価格の100分の90を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額（当該乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、予定価格の100分の70に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額（当該乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

業種区分	①	②	③	④
土木関係 建設コンサルタント業務	直接人件費 の100%	直接経費 の100%	その他原価 の90%	一般管理費等 の50%
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費 の100%	特別経費 の100%	技術料等経費 の60%	諸経費 の60%

補償関係 コンサルタント業務	直接人件費 の100%	直接経費 の100%	その他原価 の90%	一般管理費等 の50%
測量業務	直接測量費 の100%	測量調査費 の100%	諸経費 の50%	—
地質調査業務	直接調査費 の100%	間接調査費 の90%	解析等調査業 務費の80%	諸経費 の50%

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、予定価格に100分の70から90までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（当該乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を調査基準価格とすることができる。

（低入札価格調査）

第3条 市長は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者（以下「低入札価格調査対象者」という。）を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、当該低入札価格調査対象者により当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、適当であるかどうかを決定しなければならない。

（対象業務）

第4条 低入札価格調査の対象となる委託業務は、予定価格が3,000万円以上のものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 市長は、調査基準価格を設けたときは、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 執行しようとする入札に低入札価格調査制度を採用すること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回る入札をした者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札をした者は、事後の調査等に協力すべきこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（落札の保留）

第6条 入札執行者は、開札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、

入札参加者に落札者の決定を保留することを宣言し、低入札価格調査を行った後に落札者を決定することを告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 低入札価格調査は、入札担当課長が総括し、当該委託業務を所管する課長のほか入札担当課長が必要と認めた者をもって行う。

2 入札担当課長は、必要があると認めるときは、関係部署に対して調査の協力を求めることができる。

(調査事項)

第8条 低入札価格調査は、低入札価格調査対象者から次に掲げる書面その他の資料を徴取して行うほか、必要に応じて低入札価格調査対象者からの事情聴取又は関係機関への照会その他の必要な方法により行う。

- (1) 低入札価格調査報告書
- (2) 入札理由書
- (3) 積算内訳書
- (4) 当該契約の履行体制
  - ア 履行のための体制図
  - イ 業務に係る実施体制
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち機械等の状況
- (7) 過去に受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者

(調査後の落札者の決定)

第9条 市長は、低入札価格調査を行った結果、次に定めるところにより落札者を決定する。

- (1) 調査の結果、低入札価格調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行が見込めるときは、速やかに低入札価格調査対象者にあつては落札者とすることを、他の入札参加者にあつては落札者を決定したことをそれぞれ通知する。
- (2) 調査の結果、低入札価格調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行が見込めないときは、当該低入札価格調査対象者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち次に最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定する。

この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者であったときは、当該次順位者を落札者とする決定を行う前に低入札価格調査の手続を行う。

- (3) 市長は、次順位者を落札者とすることを決定したときは、最低価格入札者にあつては落札者とし、次順位者にあつては落札者として決定したことをそれぞれ通知するとともに、他の入札参加者に次順位者を落札者としたことを通知する。

(落札者とししない場合の基準)

第10条 市長は、別に定める判定基準により低入札価格調査を行うとともに、当該低入札価格調査の結果により次の各号のいずれかに該当する場合は、当該低入札価格調査対象者が入札した金額で契約の内容に適合した履行が見込めないものとして当該低入札価格調査対象者を落札者とししないものとする。

- (1) 指定期日までに調査様式（第8条各号に掲げる書面）の提出がない場合
- (2) 低入札価格調査に協力しない場合
- (3) 積算の内訳が設計仕様書等に適合しない場合
- (4) 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない場合
- (5) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、適正な委託業務の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(指名停止)

第11条 市長は、低入札価格調査対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、海南市建設工事等の契約に係る指名停止措置要綱（平成17年海南市訓令第56号）に基づく指名停止の処分を行うものとする。

- (1) 指定期日までに調査様式（第8条各号に掲げる書面）の提出がない場合
- (2) 低入札価格調査に協力しない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、低入札価格調査の実施にあたり、不誠実な行為をしたと市長が認める場合

(様式)

第12条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めのないものについては、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。